

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 非常勤職員募集案内

1 職種及び募集人員

ボランティアセンター相談員（子どもの居場所） 1名

2 職務内容

- (1) 子どもの居場所創設サポート事業に関する相談援助業務
（子どもの居場所づくりを支援するため、設立や運営のサポートを行う相談援助業務）
- (2) パソコンによる簡単な文章や資料の作成、子どもの居場所ホームページの更新等

3 応募資格

- (1) 子どもの居場所創設サポート事業に理解と熱意がある人
 - (2) パソコンを使って簡単な文書作成・表計算（Word, Excel）ができる人
- ※ただし、次のいずれかに該当する人は、申込みできません。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・本会及び地方公共団体である相模原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 勤務場所

相模原市社会福祉協議会 福祉推進課 市民活動係
（相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館 2階）

5 採用予定日

令和7年4月1日以降

6 身分・任期

身分は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会会長が任命する非常勤職員です。任期は、採用日から令和8年3月31日までとします。また、勤務成績が良好な場合は、以降1年ごとに本会との合意により任期の更新を行うことがあります。

ただし、相模原市社会福祉協議会非常勤職員等就業規程第33条に基づき、1年ごとの任期終了時点で満65歳に達している方については、任期の更新はできません。また、採用の日から3か月間を試用期間とします。

7 勤務日時

週の労働時間は19時間30分以内です。（曜日・勤務時間は応相談）

以下は、勤務時間の目安です。

- ・週3日勤務の場合：午前9時～午後4時30分
- ・週4日勤務の場合：午前9時～午後3時（うち1日は午前9時～午後2時30分）
- ・正午から午後1時は、休憩時間

8 賃金

時給 1,230円

※通勤費は、自宅から勤務地までが2キロメートル以上の場合、規程に基づき別途支給

9 選考方法

第1次審査（申込書・作文）と第2次審査（面接）により選考し決定します。ただし、第2次審査は、第1次審査の結果に基づき選考した該当者のみ実施します。

- (1) 作文のテーマは、「応募の動機」として、400字詰め原稿用紙2枚程度で、申込書とともに提出してください。
- (2) 第1次審査の結果については、可否に関わらず郵送にて通知します。可否に関するお電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。
- (3) 第1次審査の合格者に対する第2次審査（面接）の日時は該当者に連絡します。
- (4) 第2次審査の結果については、可否に関わらず、郵送にて通知します。お電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。

10 応募方法

- (1) 応募書類 ①相模原市社会福祉協議会非常勤職員採用申込書
②作文用紙
③第1次審査結果を郵送する封筒1枚（長形3号）
※封筒には、宛名等の記入及び110円切手を貼ってください。
- (2) 受付期間 随時
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで
（ただし、持参の場合は土曜日・日曜日・振替休日を除く。）
- (4) 申込方法 相模原市社会福祉協議会 福祉推進課 市民活動係へ郵送又は、窓口へお持ちください。なお、書留・簡易書留によらない郵便事故については、一切考慮しません。
※提出いただいた申込書・作文は、返却いたしません。また、この選考において市社協が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は、一切いたしません。
- (5) 提出場所及び問合せ先
相模原市社会福祉協議会 福祉推進課 市民活動係
職員採用担当 宛て
住所：相模原市中央区富士見6-1-20（あじさい会館2階）
電話：042(756)5098 FAX：042(759)4382
（月～金、午前8時30分～午後5時まで、祝日を除く。）

以 上